

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第7部門第1区分

【発行日】平成22年7月1日(2010.7.1)

【公開番号】特開2007-311353(P2007-311353A)

【公開日】平成19年11月29日(2007.11.29)

【年通号数】公開・登録公報2007-046

【出願番号】特願2007-130728(P2007-130728)

【国際特許分類】

F 21 S 2/00 (2006.01)

F 21 V 7/00 (2006.01)

【F I】

F 21 M 1/00 K

【手続補正書】

【提出日】平成22年5月14日(2010.5.14)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

光反射器であって、少なくとも複数部分においてファセットを有する反射面と、少なくとも1つの照明手段を配置するための領域とを備え、該光反射器は、該少なくとも1つの照明手段を配置するための領域に近い第1の領域、すなわち該照明手段に近い領域におけるファセットが円筒状の形状を有し、前記少なくとも1つの照明手段を配置するための領域から離れた第2の領域、すなわち該照明手段から離れた領域におけるファセットが球面の形状を有するということによって規定される、光反射器。

【請求項2】

前記照明手段に近い前記第1の領域と、該照明手段から離れた前記第2の領域との境界は、対称軸に対して垂直に延びる平面の交線に概ね沿って延びる、請求項1に記載の光反射器。

【請求項3】

前記照明手段に近い前記第1の領域が、前記反射面の5%乃至70%を占め、好ましくは10%乃至50%を占め、特に好ましくは20%乃至35%を占める、請求項1又は2に記載の光反射器。

【請求項4】

前記ファセットについて、前記照明手段に近い前記第1の領域における幅に対する長さの比は、該照明手段から離れた前記第2の領域におけるファセットの2倍、好ましくは3倍、特に好ましくは4倍よりも大きい、請求項1乃至3のいずれか1項に記載の光反射器。

【請求項5】

前記ファセットの少なくとも一部分は、多面体の部分を画定する、請求項1乃至4のいずれか1項に記載の光反射器。

【請求項6】

前記光反射器は、球面、放物線形状、又は橢円形状の様式で構築される、請求項1乃至5のいずれか1項に記載の光反射器。

【請求項7】

前記光反射器は、前記中心点領域に概ね配置される、前記照明手段を導入するための少

なくとも 1 つの第 2 の開口を有する、請求項 1 乃至6のいずれか 1 項に記載の光反射器。

【請求項 8】

少なくとも 1 つの照明手段と、少なくとも 1 つの、請求項 1 乃至7のいずれか 1 項に記載の光反射器とを備える、照明器具。